

新城市包括施設管理業務委託の実施に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査の目的

本市では、公共施設における管理運営について、公民連携により業務水準向上や業務の効率化等を進めるため、包括施設管理業務委託の導入を検討しています。

本調査は、本市における実施の可否、適当な業務範囲及び規模等について、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）を通じて、民間事業者の皆様の参入意向や参入しやすい公募条件を把握するために実施するものです。

2 調査の概要

(1) 調査の対象となる業務の概要

①業務範囲

a. 対象施設

資料1「業務一覧」のとおり

直接管理施設120施設

施設の位置については資料2「施設配置図」のとおり

b. 対象業務

I. 施設管理 資料3「各委託・修繕業務の詳細資料」のとおり

※令和4年度実績額463,287千円

II. 修繕業務 資料3「各委託・修繕業務の詳細資料」のとおり

※令和4年度実績額55,336千円（130万円以下の修繕料の合計）

※資料2、3については、参加申込後個別に送付させていただきます。

●包括管理の対象とする業務の範囲や対象施設、事業化の実施については、サウンディングを参考に決定する予定であり、現時点では未確定です。

(2) 調査のスケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和5年12月 8日（金）
参加申し込み・エントリーシートの提出期限	令和5年12月28日（木）
サウンディングの実施	令和6年 1月22日（月）～24日（水）
サウンディング結果の公表	令和6年 2月中旬（予定）

※委託業務の導入の方針決定に至った際には、令和7年度に公募プロポーザルを行い、令和8年4月に包括管理業務の開始を予定しています。

3 本調査の流れ

(1) 調査の参加対象

新城市の公共施設維持管理について関心のある法人又は法人のグループ（以下事業者等）。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に該当する事業者等
- ・ 参加申込書提出時点で、新城市請負契約に係る指名停止の措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者等
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の事業者等
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は新城市暴力団排除条例に該当する者でないこと。
- ・ 市税並びに法人税及び消費税、地方消費税を滞納している事業者等

(2) 参加申し込み

本調査への参加を希望する場合は、別紙1「エントリーシート」に記入の上、令和5年12月28日（木）までに電子メールでお申し込みください。提出先及び連絡先は「6 問合せ先・提出先」のとおりです。

なお、メール件名は「【参加者名】包括施設管理業務委託サウンディング調査参加」としてください。受信確認のため、送信後に担当者へ電話で送信した旨をご連絡ください。

お申し込み後、別紙2「サウンディング型市場調査におけるヒアリング事項」を事前に送付しますので、サウンディング実施前に回答欄を埋めた状態で令和6年1月12日（金）までにEメールにて提出してください。

サウンディングの際に参考となる資料がある場合は、事前に提出していただくことも可能です。

(3) 質問等について

参加にあたり質疑がある場合は、質問書（任意様式）を作成のうえ、「6 問合せ先・提出先」へ電子メールにより提出してください。

なお、電子メールのタイトルは「包括管理サウンディング質問書【法人等名】」とし、受信確認のため、送信後に担当者へ電話で送信した旨をご連絡ください。

質疑の内容については、後日、個別に回答させていただきます。

(4) サウンディング実施日時の連絡

- ①実施日時・場所は、参加者にメール等で個別連絡します。
- ②実施日は、令和6年1月22日(月)から1月24日(水)の間で調整します。
- ③実施時間は、9時から17時までの間で、1時間から2時間程度で設定します。
- ④会場は、新城市役所内の指定する場所とします。
- ⑤申込多数の場合は、ご希望以外の日時で調整させていただくことがあります。

(5) サウンディングの実施

- ①サウンディングは、事業者のアイデア・ノウハウを保護するため、個別に実施します。
- ②サウンディングのために必要な資料がある場合は、当日4部持参してください。
- ③必要に応じて追加でサウンディングをお願いする場合があります。
- ④サウンディング内容
 - a. 本調査への参加理由
 - b. 包括施設管理の導入におけるメリット・デメリット
 - c. 新城市における包括施設管理の市場性の有無
 - d. 包括施設管理による業務効果・コスト削減
 - e. 事業費の考え方について（マネジメント事業費を含む）
 - f. 包括施設管理業務を実施した場合の付加価値として提案可能な業務（簡易な修繕・巡回点検・施設管理計画への反映など）
 - g. 市内業者の参入機会及び地域経済の循環についての考え
 - h. 業務期間及び履行体制の考え
 - i. 災害発生時等における業務継続についての考え
 - j. 公募型プロポーザル方式による提案募集時に市から提示してほしい資料やその他要望
- ⑤事業費について

今回の調査結果を参考に、業務導入に移行する場合は複数年の債務負担行為を設定することを予定しています。可能な範囲で概算事業費の提案をお願いします。

また、付加価値として提案可能な業務がある場合、その業務に係る概算事業費についても提案願います。

(6) 調査結果の公表

調査結果の概要は、市ウェブサイトで公表します。

事業者名と非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分は、原則として公表しません。

公表前に、参加事業者に内容の確認(事業者のノウハウを保護する観点)をお願いします。

事業者からご質問をいただいた内容について、回答を公表すべきと判断したものについては、

合意のうえ、実施結果と合わせて公表します。

4 本調査の留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングで得られたご意見、ご提案は、包括管理の事業化にあたっての参考とさせていただきますが本調査への参加実績は、今後の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。本調査に不参加の場合でも、公募を行う場合の参加は可能です。

(2) 費用負担

本調査の参加に関する書類作成・提出等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取り扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが提出書類の返却はしません。

本市が、結果概要の公表や今後の事業実施に向けた検討以外の目的で提出資料等を使用することはありません。

(4) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本調査の参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

5 資料・別紙

- ・資料1 「業務一覧」
- ・資料2 「施設配置図」
- ・資料3 「各委託・修繕業務の詳細資料」
- ・別紙1 「エントリーシート」
- ・別紙2 「サウンディング型市場調査におけるヒアリング事項」

※資料2、3、別紙2については、参加申込書提出後、参加事業者に個別で送付します。

6 問合せ先・提出先

新城市 総務部 資産管理課 (担当：三輪、夏目)

住所 〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話 0536-23-7614(直通)

メール shisan@city.shinshiro.lg.jp